12月14日本会議再開(第4日目)

- 1. 出席議員 12名
 - 8番議員 1番議員 滝 沢 幸 映 君 星 哲 夫 君 嶋 Ш 史 2 IJ 中 登 君 9 IJ 玉 清 君 君 津 明 子 3 塚 田 舞 袮 君 IJ 1 1 IJ 5 出 康 君 1 2 大日向 進 也 君 IJ 水 成 IJ 6 宮 入 健 誠 君 1 3 朝 倉 玉 勝 君 IJ IJ 村 7 忠 靖 大 森 中 君 1 4 IJ 茂 彦 君
- 2. 欠席議員 10番議員 山 城 峻 一 君
- 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長 村 弘 山 君 副 町 長 臼 井 洋 君 教 育 長 塚 田 常 昭 君 関 E 総 務 課 長 貞 君 企画政策課長 伊 達 博 E 君 計 管 理 君 会 者 大 橋 勉 住民環境課長 Ш 下 昌 律 君 福祉健康課長 嗚 海 聡 子 君 商工農林課長 内 祐 君 竹 設 課 長 堀 内 弘 達 君 子 教育文化課長 長 崎 麻 君 収納対策推進幹 細 田 美 香 君 まち創生推進室長 小河原 昭 君 秀 総務課長補佐 瀬 下 幸 君 務 係 総務課長補佐 宮 嶋 和 博 君 政 係 長 企画政策課長補佐 宮 下 佑 耶 君 企画調整係長 保健センター所長 竹 内 優 子 君 子ども支援室長 橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長 北村一朗君 議会書記 柳澤 ひろみ君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 町民の健康と生活を守るためにほか

玉 川 清 史 議員

(2) 山林火災について

朝倉国勝議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長(滝沢君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、10番 山城峻一君から欠席の届出がなされております。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長(滝沢君) 初めに、9番 玉川清史君の質問を許します。

9番(玉川君) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

町民の健康と生活を守る施策について、文化財や展示施設などの活用について、産業道路A 0 1 号線の横断者の安全確保についての質問をさせていただきます。

最初の質問です。

- 1. 町民の健康と生活を守るために
- 二つお聞きします。
- イ. 冬季の暖房費高騰対策について

30年以上も実質賃金が上がらず、物価高騰に国民が苦しんでいる中、政府は国民生活に直結し、すぐに効果が期待できると多くの専門家が指摘する消費税減税などの対策を実施する気配もなく、ばらまきとも言える場当たり的な政策しかできていません。実施は、来年6月以降の所得税などの定額減税、所得税や住民税非課税世帯7万円給付は、早くても2月か3月になりそうです。今欲しい、今の生活のための助けが必要な国民にとっての政策を取るべきです。支持率の低下が多くの国民の失望を物語っているのではないでしょうか。

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を考慮した特別定額給付金など、国や県の支援金が、その政策が様々な名称で続いて行われてはいますが、どれも一時的なもので金額も十分とは言えません。

冬季は暖房費としてほかの季節よりも多くの出費が避けられません。特に低所得の家庭には 一層厳しい季節となります。低所得の皆さんがこの冬の寒さを乗り切るために、町として力を 出してほしいと思います。一昨年、令和3年に実施していただいた低所得の皆さんに対する冬季燃料費補助、福祉灯油について、前回よりも増額をしてこの冬にも実施するべきだと考えます。

そこで、1、暖房費への補助をとして町の考えを伺います。

続いて、ロのワクチン接種の推進のために。

令和3年の9月議会で取り上げました高齢者肺炎球菌ワクチン接種と、今年6月に同僚議員が取り上げました帯状疱疹ワクチン接種への助成制度創設についてお聞きします。高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種については、平成26年度から定期接種となり、町では、2千円の自己負担で接種できるわけですが、基本的には過去に接種したことのない方の定期接種1回目だけが接種費用助成の対象となり、過去に接種した方は自費の方も含めて助成の対象にはなっていません。

接種の対象年齢から外れている方の初回任意接種や、一度接種してもワクチンの効果が弱まると言われているおよそ5年程度を経過し、医師が必要と判断した場合に再接種を希望する場合には、定期接種同様の助成を実施して、肺炎の危険を減らす助けをするべきと考えます。

前回の答弁では、「定期接種となってから比較的日が浅いため、接種率を見ると、まだ十分に認知されていない」のではないか。「まずは、現在、定期接種の対象となっている方への周知を行い、接種をしていただくことが必要ではないか」との回答でした。

ある自治体のホームページでは、定期接種となっている肺炎球菌ワクチンの研究では、65歳以上の人に対して、23価肺炎球菌ワクチンの接種により侵襲性肺炎球菌感染症のリスクを約75%減らし、肺炎球菌肺炎のリスクも約50%減らすことが示されている。よって、65歳以上の高齢者全員に接種が勧められていると効果があることが伝えられて、さらに肺炎球菌ワクチンの予防効果の指標は、抗体価だけではないが、初回接種から4年から7年たつと抗体価が大きく下がってしまうので、5年後に2回目の接種をすることが推奨されている。5年後に再接種することで、より長期に効果を持続させることを期待できる。65歳以上の人であれば最低でも1回、可能であれば初回接種から5年以降に2回目の接種をと2回接種を推奨しています。

続いて、帯状疱疹ワクチン接種への助成についてですが、6月の同僚議員への答弁では、「帯状疱疹のワクチン接種は平成28年から開始された」、「まだ期間が短く、現在もワクチンの有効性等について厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において継続して審議事項とされている」、「町としましては、今後の国の動向を注視して対応してまいりたい」との答弁でした。

ワクチンは、効果も高い代わりに値段も高く、なかなか手が出ません。しかし、発症した場合には、50歳以上で約2割が帯状疱疹後神経痛と呼ばれる症状、これが長期に続くことで日

常生活の質の低下など、支障も大きなものがあると聞いています。さらには、かえって医療費の個人負担や保険給付金での負担も大きくなってしまうのではないでしょうか。

全国保険医団体連合会では、6月と8月に調査、自治体の助成についてですが、をしていますが、6月は全国で201自治体、県内が二つ、8月の調査では全国では273、県内が6。 私が確認できたのは、この6のうち5自治体だったんですが、確実に速いスピードで助成自治体が増えています。

任意接種への助成で接種率を上げて町民を守る。ぜひ早期に実施をお願いしたい。住民の健康維持のために、ぜひ助成を国を待たずに開始してください。

以上、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種について、その後の接種率の推移について、町の 評価と来年度、令和6年度以降の定期接種の対象者について、これも併せて高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種と帯状疱疹ワクチンの接種への助成についてとして、町の考えを伺います。

- 議長(滝沢君) 今、玉川議員から接種率ということで、ちょっと通告していただいていません ので、それは除かせていただきます。
- **9番(玉川君)** 接種率についても、なぜ助成が必要なのかという関連だと思って質問させていただきます。
- 議長(滝沢君) 一応、通告外ということで、データとしてちょっと用意できませんので、一応 省かせていただきます。
- **町長(山村君)** 玉川議員さんから1番目の質問としまして、町民の健康と生活を守るためにというご質問をいただきました。順次お答えします。

近年、平均気温が年々上昇し地球温暖化が進む状況で、今年の夏は県内各地域で月平均気温 が観測史上最高を記録した猛暑になり、熱中症の危険性リスクが高く体調の管理には十分な注 意が必要なものとなってきました。

この夏の暑さは、農作物にも大きな影響を与え、収穫を迎えた米や野菜、果樹などの品質や収量にも影響を及ぼし、これが食料品等の価格高騰の一因にもつながっているところであります。

気象庁の天候の見通しによりますと、12月からの3か月は寒気の影響が弱いため、平年より平均気温が高く、また、冬型の気圧配置となりにくいため、降雪量は少ない見込みとのことであり、暖冬になる可能性が高いという予想がされております。

しかしながら、県内の真冬の冷え込みは大変厳しく、暖房器具は欠かせない生活用具であり、 高騰する電気や灯油、ガスなどの燃料費に係る負担は、少なからず家計に影響を及ぼすところ であると考えております。

ご質問のありました暖房費の補助につきましては、令和3年度には、低所得の高齢者世帯や ひとり親世帯、障害者手帳を交付されている方の世帯、生活保護法による生活扶助を受けてい る世帯などの住民税非課税世帯を対象に、経済的負担の軽減を目的とした、1世帯当たり5千円の給付を行ったところであります。

また、昨年度は、町内の登録事業所で利用できる「さかきのお店応援券事業」として、町民 全員を対象に1人につき3千円分の商品券を配布して、灯油やガスなどを扱う店舗等でご利用 いただくなど、家計における暖房費の軽減にもつながったと考えております。

一方で、令和3年から続く燃料費の高騰は、本年度におきましてもほぼ横ばいの高い水準で推移し、国においては、その燃料費等の物価高騰に対応するため、7月から低所得世帯などを対象に1世帯当たり3万円の支援を行ってきたところであり、物価高の影響が大きい低所得者世帯の経済的負担を減らすことを目的に、給付金による支援を進めているところであります。

ご質問の冬季の暖房費高騰対策の補助についてでありますが、低所得世帯に対して、町独自で補助を行うことは考えておりませんが、燃料費等の価格高騰が継続している状況から、国において決定した給付金が必要とされる方々に、迅速にお届けできるよう早急に準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ロのワクチン接種の推進のためにということで、二つのワクチン接種についてのご質問であります。

まず、高齢者肺炎球菌ワクチンについてでありますが、肺炎球菌による肺炎は、成人肺炎の25%から40%を占め、特に高齢者で重篤化が見られることから、肺炎球菌による肺炎の重症度と死亡リスクを軽減させるため、予防接種法上においてインフルエンザと同じB類疾病に指定され、定期接種とされております。

高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種の対象となるのは、過去に当該予防接種を 受けた方を除く65歳の方、または60歳から64歳の一定程度の障がいをお持ちの方とされ、 定期接種として接種が受けられるのは生涯で1回だけとされております。

なお、来年3月末までは、年齢が70歳以上の節目年齢の方などで未接種である場合には、 特例的に対象とされているところであります。

定期接種に関しましては、2千円を自己負担していただいておりますが、ワクチンの効果は時間の経過とともに低くなることから、数年後に再度接種が必要とされた場合や定期接種の対象年齢に該当されない方がワクチンを接種される場合においては、いずれも任意接種となり、全額自己負担していただいているところであります。

ご質問の高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種への助成に関しましては、現時点におきましては考えておらず、まずは定期接種の確実な実施が肝要であることから、勧奨通知等により対象者の接種のタイミングを逃さないよう周知に努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、帯状疱疹ワクチンの任意接種への助成についてでありますが、帯状疱疹は、水膨れを 伴う発疹が帯状に出る皮膚の疾患で、子どもの頃にかかった水ぼうそうウイルスが再活性化し、 免疫が低下した際に発症すると言われております。 50歳以降に多く発症し、80歳までに 3人に1人がかかると言われ、治療が遅れた場合など、重症化すると、治療後も長期間痛みが 残る帯状疱疹後神経痛になる場合もあるとされているところであります。

帯状疱疹の初期症状とされる神経痛のような痛みや焼けるような痛みのほか、かゆみ、しびれなど帯状疱疹を疑う症状を感じた場合には、できるだけ早く医療機関を受診し、治療を開始することが重要である一方、帯状疱疹の予防には、食事や睡眠をしっかり取る、適度な運動をする、ストレスを減らすといったことにより免疫力を低下させないことが重要とされております。

帯状疱疹ワクチンにつきましては、現在、国の厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において定期接種化の継続審議事項とされているところであり、県におきましては帯状疱疹ワクチンの接種費用の助成制度の創設といった動きも出ているところであります。

町といたしましては、接種費用の助成について、今後の国・県の動向を注視する中で対応に ついて検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

- 9番(玉川君) 回答の中で、福祉灯油についてなんですが、町がやらなくても、国・県のほう から支援が行っているというお答えでした。その金額で十分であるというふうに町はお考えな のでしょうか。これをもう一度質問をさせていただきます。
- 福祉健康課長(鳴海さん) 再質問についてお答えいたします。今、助成につきまして、金額が十分であるかという質問についてでございますけれども、令和3年度に実施いたしました暖房費の補助につきましては、住民税非課税世帯を対象としたということで、町独自の給付を行ってきました。それ以降につきましても、子育て世帯の生活支援や物価高というところで、緊急支援金として、国や県の財源を活用する中で支援金を給付してきたという経過がございます。

これらの金額につきましては、国や県において、その対象者ですとか給付金額が決められておりますが、ひとり親世帯、高齢者世帯など低所得者世帯を対象といたしまして、世帯当たりの給付のほかに、子育て世帯においては、さらに児童1人当たりについての支援金を行ってきたというところでございます。

先ほど町長からも答弁いたしましたが、現時点では、町において補助金は考えておりませんが、今後、国や県において決定いたしました経済政策に係る給付金について、町といたしましては、速やかに対応できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

9番(玉川君) お答えいただきました。国が名前を変えながらいろんな支援金を出していただくんですが、それの最前線で事務手続をされる町の皆さんのご苦労は大変なものかと思います。 それについては感謝いたします。

ワクチンについてなんですが、ワクチンの効果は証明されています。あとは接種費用の個人 負担です。国が動くには時間がかかります。先ほども通告外と言われましたが、接種率、これ について、勧奨だけで上がっていれば、それはよろしいかとは思うんですが、そこが上がっていないとすれば、そういった助成をするというような方面からも支えると。これは一度かかっちゃうと大変な問題ですので、できるだけ町の力で助成をしていただきたいと思います。国へも要望し、そして助成の早期の実施をもう一度強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

- 2. 展示施設等について。
- イ. 町の展示施設等の活用の状況はとして、二つ伺います。

町には、町などの歴史や文化を語る貴重な品物等を一般に公開展示をしている施設として、 格致学校、鉄の展示館、ふるさと歴史館、文化財センターがあります。観光で来られるお客さ んや、自分の町をもっと知ってみたいという町民の皆さんが訪れる施設です。

各展示施設のそれぞれの職員体制、展示の特徴、コロナ前、平成30年からの催物、入館者数について、一つ目の質問として伺います。

来場する皆さんは、展示物についての情報はもちろん、展示会に来た思い出として図録、カタログですが、があれば手にされると思います。来場者への感謝の表れとしても、町の心遣いを示すことができるとも思います。

二つ目の質問として、図録、カタログの作成の状況についてと、今後の企画展示や図録作成の予定はどうか伺います。

次に、ロとして、久保家住宅の活用について伺います。

令和4年の6月議会では、同僚議員の質問に対して、町長から長岡造形大学の宮澤教授に調査を依頼した。そして、文化庁及び県教育委員会が現地調査を行った。町の文化財保護審議会からは、貴重な文化財、建物や建造物であり、保存活用していくことが望ましいとの見解があったという。まずは歴史的建造物の特徴を生かした、特性を生かした旧久保家住宅の利活用の方向性について、びんぐし公園や温泉施設など周辺施設を含めた一体的な利活用を関係機関と協議する中で検討したいという答弁がありました。

その後の進み具合として、残された資料等々と建屋について、現在までどのような調査結果 が出ているでしょうか。

以上、1、寄贈された資料等と建屋の活用の見通しはとして伺います。

商工農林課長(竹内君) 私からは、2.展示施設等について、イの町の展示施設等の活用の状況はのご質問のうち、鉄の展示館の職員体制と展示の特徴、利用状況、図録の作成状況についてお答えいたします。

当町は、刀匠の町坂城と言われ、名誉町民第1号である故宮入行平刀匠が昭和38年に国の 重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝に認定され、現在では、その伝統を受け継ぐ宮入一 門の多くの刀匠が、全国で比類なき活躍をしておられます。

鉄の展示館では、平成14年の開館以来、故宮入行平刀匠の功績を顕彰し、宮入一門の作品

や平安時代以来千年の歴史を持つ名刀の数々を展示するほか、様々な企画展や特別展を開催することにより、鉄の文化の最高峰である日本刀の魅力を発信しております。

まず、鉄の展示館の職員体制でありますが、展示会の企画・運営、展示内容の解説など、専門的な知識が必要な事項につきましては町学芸員1名が担当し、受付・案内や日常の管理、広報、展示会補助、商品の販売等は株式会社まちづくり坂城に委託して、常時2名が従事しております。

また、展示の特徴としましては、古刀から現代刀に至る名刀の展示を基本として、総合的工芸品である日本刀の世界及び日本刀文化について理解を深めていただくため、「新作日本刀研磨 外装 刀職技術展覧会」を毎年開催するほか、伝統ある「お守り刀展覧会」や大河ドラマに合わせた企画展、流行に合わせた特別展、町の文化・芸術に関わる企画展等を随時開催しております。

あわせて、直接日本刀に触れ、感動し、日本刀を身近に感じてもらう機会をつくるため、刀を手に取って鑑賞する体験や、刀の手入れ体験、初心者のための刀剣講座などのイベントを開催するほか、刀匠自ら日本刀の説明や展示品の開設をしていただくギャラリートークなどを開催し、多くの方に日本刀の魅力を楽しんでいただけるよう工夫を凝らしているところであります。

次に、平成30年度からの利用状況でありますが、平成30年度におきましては、「春季収蔵品展~西郷隆盛が駆けた時代の日本刀~」、「第9回新作日本刀展覧会」、「第13回お守り刀展覧会」、「秋季収蔵品展~新刀に注目して~」、特別展「男谷燕斎の書」、「第4回坂城のお雛さま」を開催し、入館者数は8,181人でありました。

また、令和元年度には、「昭和の名刀展~1964年東京オリンピックの頃の名刀~」、「第10回新作日本刀展覧会」、「拵・刀装具の美 高山一之の世界展」、「平成の名刀・名工展」、「第5回坂城のお雛さま」を開催し、入館者数が8,518人。

令和2年度が、「知将!光秀の頃の日本刀と武者絵展」、「邪滅の刀~破邪の願いを込めて ~」、「お守り刀特別展~願いを込めて~」、「軍刀とサーベル展」、「第6回坂城のお雛さま」を開催し、入館者数が5,278人。

令和3年度が「渋沢栄一の頃の日本刀展」、「第11回新作日本刀展覧会」、「天華百剣と 名刀写し展」、「高倉健さん生誕90年記念展」、「第7回坂城のお雛さま」を開催し、入館 者数が6,088人。

令和4年度が、「鎌倉時代の日本刀展」、「第12回新作日本刀展覧会」、「二次元VS日本刀展」、「宮入行平生誕110周年記念展」、「第8回坂城のお雛さま」を開催し、入館者数は7,645人という状況でございました。

なお、令和5年度は、「どうしよう家康の頃の日本刀展」、「第13回新作日本刀展覧会」、

「第16回お守り刀展覧会」を開催し、現在、「魅惑の備前刀展」を開催中であります。

来年2月7日からは「第9回坂城のお雛さま」を開催する計画となっており、11月末現在での入館者数は4, 035人となっております。

続きまして、展示品の図録の作成状況についてお答えいたします。

「新作日本刀展覧会」の図録は、公益財団法人日本刀文化振興協会、また、「お守り刀展覧会」の図録は、一般社団法人全日本刀匠会が作成し、鉄の展示館においても販売をしております。

そのほかの企画展等においては、以前、町単独で図録を作成した経過はありますが、現在は、 図録作成に係る費用と手間、必ずしも多くの方が購入するわけではない状況を考慮し、図録を 作成していない状況であります。

また、今後の企画展示の予定につきましては、今月8日に開催した鉄の展示館懇話会において、有識者等の皆さんのご意見を頂戴し、令和6年度は企画展「刀身彫刻に注目!」、「第14回新作日本刀展覧会」、「用の美~能装束展~」、「宮入行平一門展」、「第10回坂城のお雛さま」を開催する方針としております。

また、図録作成の予定につきましては、今後も、「新作日本刀展覧会」は日本刀文化振興協会が作成し、「お守り刀展覧会」は全日本刀匠会が作成する予定であり、その他の展示会について、町単独での作成は予定しておりません。

今後も、刀匠の町坂城として、世界に誇る日本刀文化の魅力を発信し続け、刀剣美術を中心により多くの皆様にお楽しみいただける展示会を開催できるよう努めてまいりたいと考えております。

教育文化課長(長崎さん) 2. 展示施設等について、イの町の展示施設等の活用状況はのご質問のうち、教育委員会所管の施設についてと、ロの久保家住宅のご質問に順次お答えいたします。

初めに、展示施設等の活用状況といたしまして、格致学校歴史民俗資料館について申し上げますと、格致学校は、明治11年に建築され、正面入り口やガラス窓などに洋風の形式が採用され、屋根やしっくい壁の外壁は日本伝統の様式も取り入れた洋風校舎で、昭和51年に県宝に指定され、昭和58年に現在の場所に移築復元し、歴史民俗資料館として開館したものでございます。

まず、職員体制といたしましては、受付や案内、日常の管理などは図書館の職員4名が行い、 専門的な展示物の解説などは町学芸員3名が対応しております。

展示の特徴といたしましては、明治初期の擬洋風な校舎を利用して、当時の教室の様子を復元し、戦前の教科書類を中心に教材を展示しており、町文化祭と同時開催の図書館まつりに併せ、格致学校の2階においてミニ企画展を開催しております。

次に、平成30年度からの利用状況と企画展の内容といたしましては、平成30年度の入館者数は271名、ミニ企画展として「力士雷電のゆかりの地パネル展」を開催し、令和元年度は145名、ミニ企画展として「男谷燕斎ゆかりの地パネル展」を開催いたしました。

令和2年度は141名で、この年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ミニ企画展は開催いたしませんでした。

令和3年度は229名、ミニ企画展として「格致学校卒業生に聞く校舎の思い出」を開催し、 令和4年度は177名、ミニ企画展として「坂城の水防 江戸明治」を開催いたしました。

なお、今年度の入館者数は11月末時点で159名で、ミニ企画展として「坂城の民具」を 開催いたしました。

次に、坂木宿ふるさと歴史館についてお答えいたします。坂木宿ふるさと歴史館は、昭和 4年に建築された木造3階建ての日本家屋で、平成13年に町に寄贈され、平成17年から坂 木宿ふるさと歴史館として開館したものでございます。

職員体制につきましては、受付や案内、日常の管理などをステキさかき観光協会に委託し、 常時1名が従事し、展示物の専門的な解説などにつきましては、町学芸員が対応しております。

展示の特徴といたしましては、昭和初期に建設された近代和風建築を利用して、村上義清を はじめとする信濃村上氏の歴史、北国街道坂木宿の様子、江戸時代後期に流行した日本独自の 数学である和算に関わる展示を行っております。

展示につきましては常設を基本とし、新たな史実が明らかとなった場合は、その都度追加を しており、例年春には、企画展として「坂城のお雛さま」と題し、ひな人形の展示を鉄の展示 館などと合同で開催しております。

また、入り口の入母屋造りの長屋門は、坂木宿本陣があった当時のもので、平成16年に町の文化財に指定し、現在は、門の内部に町内で収集した民具の展示をしております。

利用状況につきましては、平成30年度の入館者数は3,312名、令和元年度は3,355名、令和2年度は2,375名、令和3年度は2,401名、令和4年度は2,781名、令和5年度は11月末時点で1,258名でございます。

次に、文化財センターでございますが、文化財センターは、貴重な文化財を後世に伝えていくため、埋蔵文化財の発掘調査や出土品の整理、古文書や民具などの収集や保管を行う事務所として、平成19年に中之条から現在の場所に移転したもので、平成20年からは、町内の遺跡から出土した土器などの公開展示を行っております。

職員体制につきましては、文化財センターは文化財係の事務所も兼ねておりますので、町学 芸員2名が常駐し、事務作業や受付業務、日常の管理、展示物の解説などを行っております。

展示の特徴といたしましては、南条の青木下遺跡で出土した土器が主なもので、青木下遺跡は、古墳時代後期の土器などが環状・サークル状に並べられた祭祀遺跡であることから、出土

した環状に復元し展示しております。

また、展示は常設を基本としておりますが、ふるさと歴史館や鉄の展示館とともに、春の企 画展として「坂城のお雛さま」を開催しております。

利用状況につきましては、平成30年度の入館者数は177名、令和元年度は194名、令和2年度は129名、令和3年度は102名、令和4年度は122名、令和5年度は11月末時点で90名でございます。

次に、各施設の今後の企画展示や図録作成についてのご質問ですが、企画展につきましては、 今後も引き続きふるさと歴史館と文化財センターにおいては、例年開催しております春の企画 展の「坂城のお雛さま」を鉄の展示館と合同で開催し、格致学校の企画展につきましては、文 化財センターなどで所蔵している文化財等の展示を図書館まつりと併せて開催してまいりたい と考えております。

また、展示品の図録につきましては、過去の企画及び常設展いずれにおきましても、図録等 の作成は行っておりません。

教育委員会所管の展示施設は、常設展示を基本としており、施設案内のパンフレットなどに おいて主な展示物の紹介も行っておりますので、図録といった形は取っておりませんが、今後 についても、このパンフレット等により展示物の紹介を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、ロの久保家住宅の活用についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度に町へご寄附いただきました旧久保家住宅は、母屋が天明8年、1788年に建築された切り妻造り、瓦ぶきの建物で、長屋門や土蔵は慶応3年、1867年以前の建物と推定されており、母屋などの建物には、後に行われた養蚕による改造が加わっておりますが、土蔵などの附属建屋は改造が少なく、建築当初の姿が残されており、かねてより歴史的な建造物として文化財的価値が高い貴重な建造物であるとされておりました。

この旧久保家住宅の保存、活用を検討するにあたり、専門的な見地から、先月、信州大学工学部建築学科の教授及び准教授のお二方に現地を確認していただき、文化財的価値に係る評価をしていただきました。

評価といたしましては、母屋だけではなく屋敷構え全体がよく残されており、文化財的価値 は非常に高く、より詳細な調査が必要であるとの所見をいただきました。

この報告を受け、町では、今後3年ほどをかけ、耐震も含めた詳細な建物調査を行ってまいりたいと考えているところであります。

一方において、文化財に指定されますと、文化財的価値の保存・維持が求められ、新たな活用に向け建物を改築することなどについては制約を受けることとなり、利活用の幅が狭くなってまいります。

これらのことを踏まえて、段階的な文化財指定の申請に向け、関係機関等と連携し、歴史的

建造物の特性を生かした旧久保家住宅の活用の方向性について検討してまいりたいと考えております。

また、建造物と一緒に寄附を受けました「久保家内伝」や「家相図」、「地方文書」、村名 主としての文章などにつきましての古文書は、総数6千点余りありますが、現在公開ができる よう、文化財センターで整理作業を進めているところでございます。

9番(玉川君) 各課から詳細な回答をいただきました。その中で、すみません、一つ聞き落と したのかと思うんですが、ふるさと歴史館の学芸員さんの人数、これは1名でよろしいですか。 何名。

それと、今度もう一つ、二つ、再質なんですが、併せてさせていただきます。鉄の展示館については、かなり活発に活動をされています。各施設の入場者数も、コロナの影響はあるものの、1千人以上とかね、かなり多くの皆さんが訪れていることがわかりました。そんな中で、かなりの活動も活発にやられているわけで、各施設の職員の皆さんの人数、これについては不足がないのか。それと、鉄の展示館だけは所管課が違うということで、イベントを行う上での連携等で問題はないかということが一つ。

さらに、展示施設を訪ねる側からすると、1回、1日行けば多くの施設が回れるほうがありがたいと思いますので、開館日について、文化財センターだけが休日の閉館となっていますが、この文化財センターの展示物をほかの施設で見ることができるようにするか、開館日を合わせることはできるでしょうか。

以上、再質としてお聞きをいたします。

教育文化課長(長崎さん) 再質問に順次お答えいたします。

まず、坂木宿ふるさと歴史館の学芸員につきましては、現在、町の学芸員3名が対応しております。

施設ごとの職員数についてのご質問ですけれども、格致学校は、施設管理などについては町の図書館職員が行っており、また、ふるさと歴史館につきましては、受付業務をステキさかき観光協会に、鉄の展示館は株式会社まちづくり坂城に委託しており、また、文化財センターは文化財係の職員が常駐をしております。

また、今年度学芸員を1名増員し、3名が各施設の展示などにも携わっており、施設管理、 運営等につきましては、各施設とも適切に行われており、不足はないものと考えております。

また、各施設の所管につきましては、鉄の展示館が商工農林課、ほかの展示施設につきましては、教育文化課でございますけれども、鉄の展示館の学芸員が教育文化課の学芸員を兼ねておりますので、それぞれの施設ともに連携が図られているものと考えております。

次に、文化財センターの開館日などに係るご質問ですけれども、文化財センターは、先ほど も申し上げましたが、青木下遺跡などの展示を目的とする施設といった側面もございますが、 貴重な文化財を後世に伝えていくための文化財の整理、管理、保管を行う事務所でもあります ので、現段階では、学芸員の勤務体制に合わせた開館を行ってまいりたいと考えております。

また、文化財センターで保管している文化財などの展示につきましては、格致学校のミニ企画展において、令和4年度は水防の歴史に関心を持ってもらえるよう、「坂城の水防」と題して、年代が異なる千曲川絵図や水害の記録などの古文書を展示し、今年度は、江戸から昭和までの生活用具から町の歴史に触れてもらうため、「坂城の民具」として、生活道具などを展示するなど、これまでもミニ企画展のテーマを定めて古文書などの文化財を公開するように努めております。

今後も引き続き、貴重な文化財などを多くの皆さんに見ていただき、地域の歴史と理解を深めていただけるよう、機会を捉えて展示をしてまいりたいと考えております。

9番(玉川君) 今後のですね、展示計画や図録については、以前行われましたエヴァンゲリヲンや小松美羽さんの展示などのような幅広い、刀だけでない、幅広い市民の皆さんにも来ていただけるような企画、そして、坂城町出土の文化財については、町内各地の出土品など、町外の博物館にも所蔵されている貴重なものがあるようです。こういった出土品が里帰りみたいな形でですね、町民の皆さんに身近に見ていただけるような積極的な展示もお願いしたいと思います。

久保家についてですが、先日も同僚議員がおっしゃっていましたけれども、委員会で視察に行かせていただきました。その先で、古民家を利用した地域の活性化に取り組んでいる事例を視察させていただきました。集客のために地域全体を利用しての計画で始まったそうです。現在の利用状況は、主に女性のグループの横のつながり、これで町内外から利用が活発に行われているというお話でした。

村上地区でも温泉施設や公園など地域の特徴を生かして、久保邸については、中心となる施設として広く意見を聞くと思いますが、多くの女性にも参加いただきながら有効活用を検討していくように要望をさせていただきます。

最後の質問になります。

- 3. 通勤通学者の安全確保を
- イ. A 0 1 号線の横断者の安全確保をとして伺います。産業道路A 0 1 号線の谷川に架かる 若草橋付近、まだ工事は完了はしていませんが、拡幅後の形がほぼ見えてきています。この場 所については、谷川上流にお住まいの皆さんが、テクノさかき駅への通勤通学路として利用を しており、工事以前から安全に横断できるようにとの要望も上がっている箇所であります。

横断歩道については、この新設については、文化センターへの新設要望時に何度も町の答弁 や説明を受けております。一番の問題は、既にある近くの横断歩道との間隔と待避所というの は理解しておりますが、拡幅の完了が迫り、道路幅が広がったこと、そして自然と通行する車 両の速度も速くなっていると皆さん感じておられるようで、最近は横断歩道新設について要望 が多くなっていると感じます。

多くの通勤通学者が利用する若草橋付近に横断歩道設置の考えはとして、改めて町の考えを お聞きします。

住民環境課長(山下君) 3. 通勤通学者の安全確保をのご質問にお答えいたします。

ご質問のございましたA01号線の若草橋付近につきましては、若草橋交差点北から大口交差点北側までの酒玉工区として、平成25年に拡幅工事に着工し、令和4年度に酒玉工区の拡幅工事が完了しており、その間に工区内にあります若草橋の架け替え工事についても完了しております。

若草橋の交差点につきましては、南北に延びるA01号線、産業道路と谷川沿いに東西に延びるA04号線が交差する十字路となっております。

横断歩道を設置する条件として、千曲警察署では、歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所があることや、隣接する横断歩道との距離が原則として200メートル以上離れていることが挙げられております。

現地の状況を見ますと、A01号線若草橋北側200メートル以内に横断歩道が設置されているところであり、また、若草橋の交差点につきましては、現状でA01号線東側に既に横断歩道が設置されており、A01号線を東西に横断する横断歩道を設置することとなりますと、1交差点の中に2方向の横断歩道が存在することとなり、千曲警察署においては、その場合には、信号機の設置が望ましいとされているところであります。

信号機の設置につきましても、様々な条件がございますが、その中の一つに、自動車が安全に擦れ違うために必要な道路幅員が確保されていることとあり、双方向に十分な道路の幅員が必要となりますが、現状においては、十分な道路幅員の確保が非常に難しい場所があり、信号機の設置は困難であるため、若草橋交差点の東西に横断歩道の設置も、非常に困難であると考えております。

こうした状況でございますので、若草橋周辺のA01号線の横断歩道設置につきましては、 若草橋の交差点ではなく、北側の横断歩道から十分な距離を取ることができ、A01号線のみ の一方向の横断歩道の設置が可能であると考えるところであり、かつ十分な安全を確保できる 場所につきまして、横断歩道の設置を協議検討してまいりたいと考えております。

9番(玉川君) やはり、警察が判断することということで、町が頑張ってやっちゃうということはできないというのは理解をするわけですが、その上で、今、課長が、ちょっと場所はずれるかもしれないけれども検討していくというふうにお答えいただいたのは、大変ありがたいと思います。

それでですね、調べてみますと、これから広がるわけで待避、滞留所ですか、については確

保ができると。問題は既存の横断歩道との間隔、200メートルとおっしゃっていましたが、これについてですが、警察庁の交通規制基準の改正についての通達を見ました。ここには、通学や高齢者、障がい者の横断がある場合は短縮できると、距離を短くすることができるということが載っています。文化センターのところについても、恐らくそういう理由で許可が出たのではないかと思います。地元の要望であることを示しながらですね、どのような方が横断するかということも明確にして、地元と協議をしながら警察へのできるだけ早い設置の要請を進めていっていただきたい。同時に、先ほども言いましたが、皆さんへの説明、これも十分にして、納得していただけるような場所になるように希望をしまして、以上で自分の一般質問を終わらせていただきます。

議長(滝沢君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時57分~再開 午前11時07分)

議長(滝沢君) 再開いたします。

次に、13番 朝倉国勝君の質問を許します。

13番(朝倉君) ただいま、議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、4月6日に発生いたしました上平地区にある産廃施設から失火した大規模の 火災についての質問でございます。

火災の経過につきましては、当日、アルバイト従業員が昼食の包装容器を燃やし、その焚火の不始末が火元になりまして、一時保管している解体木材に延焼し、初期消火ができないために、9日間にわたって甚大な被害を発生し、地域や全国にわたって刻々と被害の状況の情報が流され、多くの皆様からご心配をいただく大災害となったことは、ご案内のとおりでございます。

この産廃施設では、過去3回、または4回と言う地元の方がおりますが、同様の火災を引き起こし、地元では、このように管理能力のない企業にはこの場所から撤退を強く求めたい。これが上平区民の偽らざる総意と考えているところでございます。

また、今回の長期にわたる火災に対して、消火活動に従事されました町の消防団、常設消防、 隣県の防災ヘリ、県の防災ヘリをはじめ地元地区の皆さん、そしてまた地元企業の方々をはじ め関係機関の皆さんの懸命な消火活動によって、この程度の火災で終了しましたことを本当に 感謝して、この場をお借りして敬意を申し上げたいと思うところでございます。

火災から約半年が経過をいたしまして、火災の詳細について、現場の調査や被害を受けた山 林所有者との調整、さらには上部機関との今後の再生についての協議が開始をされまして、一 定の方向ができつつある時期と考えます。火災での被災地の被害状況、あるいは被災地の再生 についてお伺いをいたしたいと思います。 イとして被災地の状況について。

- 一つ、保安林、普通林の区分別被災面積はどのくらいですか。
- 一つ、被災地の山林保有地権者は何名がいらっしゃいますか。
- 一つ、被災地の樹種別面積と被災木の推定年齢はどのくらいでしょうか。
- ロとして被災地の再生について。

被災地の再生についての考え方はどのようにお考えでしょうか。

- 一つ、被災地の保安林、普通林について、再生計画の中では被災前と大幅な変更があるのでしょうか。
 - 一つ、再生にあたり、被災地主との調整はどこまで進んでおるのでしょうか。
 - 一つ、再生にあたっての樹種は、被災前と大幅な変更はあるのでしょうか。
- 一つ、再生にあたり、予算の確保はどのように考えているのか。また、事業の主体はどこな のか。
 - 一つ、再生事業の完了はいつ頃を考えているのか。
- 一つ、被災地は急峻な場所であります。岩石の崩落や土砂の流出の可能性を秘めております。 再生にあたりましては、現場の状況を十二分に把握する中で、工期のできるだけの短縮が必要 と考えます。この対応はどのようにお考えでしょうか。

以上、山林火災の状況・再生についてお伺いいたします。

ハといたしましては、今後の対応についてお伺いいたします。

失火の特定はできたのか。産廃施設はどのような指定がなされ、許認可、管理指揮は県か町か。また、今までこの産廃施設に誰がどのように指示、管理をしていたのかお伺いいたします。 当該施設については、地元では早期の撤退を希望していますが、今後どうなるのか。

- 一つ、被災地には残骸が大量に残っております。この処理について、どのような指示を誰が 指示をして対応するのか。
- 一つ、火災後の当該施設について、行政として今後の関わり方について、県、町の分担をどのように考えているのか。
- 以上、今後の対応について、県、町の役割分担と管理、監督についてお伺いをいたしたいと思います。
- **町長(山村君)** ただいま朝倉議員さんから山林火災についてご質問いただきました。私からは、 ロの被災地の再生についてと、ハの今後の対応についてお答え申し上げまして、イの質問につ きましては、担当課長から答弁いたします。

今お話がありましたが、今年の4月6日、午前11時30分に上平小野沢地区の産業廃棄物 処理業者の産業廃棄物一時置場にて発生した火災は、その後、北側の山林に延焼し、大規模な 林野火災へと拡大いたしました。

消火作業は夜間の巡視など夜を徹して行われ、千曲坂城消防本部をはじめ、県消防相互応援 隊や県消防防災航空隊、町消防団の懸命な消火活動により、林野火災につきましては、4月 8日9時40分に鎮圧となり、同日12時21分に鎮火いたしました。

一方、産廃施設の火災につきましては、その後も延焼を続け、千曲坂城消防本部の消火活動により、4月13日に鎮圧となり、翌日の4月14日にようやく鎮火に至ったところであります。

一連の消火活動に際しましては、消防署、消防団はもとより、隣接する事業所や地元の皆様 に多大なるご協力いただきましたことに、改めて深く感謝申し上げるところであります。

初めに、ロの被災地の再生についてのご質問でありますが、林野火災の被害に遭った山林につきましては、延焼範囲における被害状況調査が終わり、焼損面積や損害額等について、県を経由して林野庁へ報告しているほか、地元区や山林所有者に対しても説明会を開催して、ご説明してきているところであります。

被災した山林の今後の再生につきましては、山林所有者の意向が重要になりますので、今後 どのような山林に再生していくのか、説明会等で意向をお聞きしながら進めてまいりたいと考 えております。

今回の延焼範囲にある山林につきましては、区有林を含む民有林であり、そのうちおおむね 半分は保安林に指定されている山林であります。

既に保安林に指定されている山林につきましては、県の管理となりますので、県の指導の下、 山林所有者の意向を確認する中で再生を進めていくことになります。

その他の普通林につきましては、焼損した山林の状況を調査し、今後土砂流出や山腹崩壊等が懸念される場合には、山林所有者に状況を説明し、保安林の指定に向けて県とも協議してまいりたいと考えておりますが、保安林に指定された場合には、県において治山事業により、再生を図っていくこととなります。

被災地主さんとの調整につきましては、適宜説明会を開催する中で、情報提供や意向確認などを行っているところでありますが、今月20日には県の担当者にもご出席いただき、被災した山林の再生に向けた説明会を開催する予定であります。

山林の再生に向けた樹種等については、今後開催していく説明会などを通じて確認していき たいと考えておりますが、山林所有者の意向によっては、被災前の樹種から変わることもある かと考えております。

山林の再生に向けた事業主体につきましては、保安林については県の管理でありますので、 県が事業主体となり、県の予算において対策を実施していくこととなります。

一方、普通林につきましては、個々での対策が困難なことから、町が事業主体となり、造林 に係る補助事業などを活用して、町予算により山林の再生を図っていきたいと考えているとこ ろでありますが、現在、焼損木の多くを占めるアカマツ林では枯れた木が多数見られ、そこを 原因として、松くい虫被害が拡大していくことが懸念されているところであります。まずは伐 倒駆除等の対策について、山林所有者に説明をする中で、実施の検討を進めてまいりたいと考 えております。

再生事業の完了につきましては、山林所有者と再生に向けた計画づくりを進めているところでありますので、何年後の完了ということは申し上げられませんが、元のような山林に戻るまでには、ある程度の時間を要するものと思われます。

被災地の状態にもよりますが、焼損範囲のおおむね半分は、土砂流出防備の保安林でありますので、今後も県と連携し、慎重に調査を進めていくとともに、再生に向けた工法を検討し、 山林所有者の協力もいただく中で、早期再生に向けて進めてまいりたいと考えております。

続いて、ハの火災発生の今後の対応についてのご質問でありますが、失火の原因につきましては、先ほどもお話がありましたが、上平の産業廃棄物一時置場を管理する事業所の従業員が、北側上段に置いてあった解体された浴槽を使い、弁当などの空き容器の入ったごみ袋を焼却し、消火を確認せずその場を離れたため、強風により産業廃棄物と管理小屋へ延焼し、さらに北側の山林へと飛び火したことで延焼が拡大したものとされております。

火災の火元となった場所は、解体業を営む事業所が自社で処理した解体物を保管している場所であり、これらの保管物は産業廃棄物として扱われており、産業廃棄物の収集運搬には産業 廃棄物収集運搬業の許可が必要であり、この許可及び監督機関は長野県とされております。

出火元となった事業所は、こうした県の許可を受けていたところであり、許可及び監督の管轄となる長野地域振興局環境廃棄物対策課が搬入搬出作業の際、産業廃棄物が適正に扱われているかの立会いを定期的に行ってきていたところであります。

現在は一時置場にある火災の残火物や産廃の処理のため搬出作業のみ行っておりますが、この搬出につきましても、県の立会いの下、行われているとお聞きしております。

また、火災後についても、幾度となく現地調査が行われており、長野地域振興局から事業者に対し、火災の残火物について、全量撤去を適正に処理すること、撤去完了まで残火物を飛散等させないことなどについて、文書にて指示が出されたところであります。

当該施設につきましては、一時置場に大量に残された火災の残火物と産業廃棄物を運び出し、 適正に処理する中で、一時置場から全ての残火物と産業廃棄物を撤去することが望まれますが、 現状は大量の残火物と産業廃棄物が残っており、産廃処理の経費も大幅にかかることが見込ま れ、処理についても長期化することが見込まれることから、町としましても、事業者に対し残 火物処理計画の作成をお願いしているところであります。

また、当該施設に関しましては、平成21年に地元地域が村上地区環境保全協議会を立ち上げ、当該地域の優良な環境の保全を図ることを目的に、県も協議会に加わり、事業所と協定を

結ぶとともに、業務について定期的に立会いを行っているほか、事業所とも協議を行うなど、 地域として管理監督に努めていただいてきたところでもあります。

今後におきましても、県については許可に基づき、産業廃棄物の適正な処理・搬出に関して管理監督していく一方で、町といたしましては、県の許可の下、状況確認等を行っていくとともに、関係機関及び地元協議会等と連携する中で、残火物等の早期処理に向けて努めてまいりたいと考えております。

商工農林課長(竹内君) 私からは、イの被災地の状況はについてお答えいたします。

本年4月に上平地区で発生しました林野火災における焼損面積は、全体で約13.9~クタールであり、そのうち県の土砂流出防備保安林に指定されている保安林は約6.4~クタール、そのほかの普通林は約7.5~クタールであります。

焼損範囲における山林の所有者数につきましては、航空写真や公図などからの推定となりますが、上平区の区有林を含む29名であります。

焼損範囲の樹種につきましては、アカマツや杉、ヒノキといった針葉樹が大半を占めていますが、一部は広葉樹も植生している状況であります。

樹種別の焼損面積を申し上げますと、アカマツが全体の半分以上の約8.9~クタール、次に杉、ヒノキが約2.8~クタール、ナラやクヌギなどの広葉樹が合わせて約2.2~クタールといった状況であります。

また、アカマツは普通林、保安林を問わず広い範囲で植生しておりましたが、杉やヒノキは おおむね保安林内での植生といった状況でありました。

焼損木の年輪につきましては、調査結果からアカマツは38年生から93年生と幅広い樹齢でありましたが、そのうち60年生以上が大半を占めておりましたので、その当時に植樹された人工のアカマツ林であることが推測されるところであります。

また、杉とヒノキにつきましては、31年生と37年生が大半でありましたので、こちらも、 それぞれの時期に植樹された人工林であることが推測されます。

一方、ナラやクヌギなどの広葉樹の多くは60年生以上でありましたが、点在している点などを考慮すると天然林であるものと思われます。

同じエリアに植生していても、樹種ごとに火災による損傷の度合いが異なっており、それぞれ熱への耐性の違いも見受けられましたので、今後、山林の再生を進めるにあたっては樹種ごとの特性なども考慮し、山林所有者の意向も確認しながら再生に向けた計画を策定してまいりたいと考えております。

13番(朝倉君) ただいま町長、担当課長から回答をいただきました。再質問をさせていただきたいと思います。ただいま、担当課長のほうから焼失した樹種の種類あるいは面積、年輪等の回答をいただいたわけでございますが、焼失面積の中で、いわゆる時間を経過しないと、今

は生きているけれども、春になってみると死んでしまうというような、山林火災の場合という のは、おいおいそういう現象があるわけでございます。

そんな中で、グレーゾーンに存在する、要は時間がたって、来年、令和6年の春を越さないと焼失面積というのは正確に出てこないというふうに私は判断するわけですけれども、その辺のグレーゾーンに存在する樹木についてはですね、この焼失面積の中にどのように反映されているのかお聞きをしたいと思います。

それから二つ目でございますが、火災の発生した施設では、今回を含めて、先ほども私が申し上げましたけれども、3回ないし4回大きな火災を発生させているわけでございます。今は一時保管場所の産廃施設というようなことでございますけれども、数年前までは焼却ができる産廃施設であったというふうに思うんです。

そういうことからしますと、私は、今回の火災でも非常に水利の問題で苦慮されて、消火活動されたという経過があるわけです。水利は、企業の横にある沢、いわゆる福沢川の沢の水しかないんですね。そのようなところに、このような産廃施設を許可しているということになると、何か初期消火のときの設備がないということは、問題なような気がするわけでございます。そういうようなことからして、今回、仮に初期消火の設備があればこのような大きな火災にいかなくて、もっと小さな火災で済んだというような感じもするわけですが、そのようなことから、この産廃施設の中には初期消火設備が具備されていたのかどうか、またそういう指導が県からされていたのかどうかお聞きしたいと思います。

商工農林課長(竹内君) 再質問にお答えいたします。

焼損木の状態判断に関するご質問でございますけれども、林野火災による被害調査を行う中では、ご指摘のとおり、時間が経過してから枯死するものもあると考えられますので、調査の際には、現状で枯死木と判断される被害木に併せて、焼損はしているものの、まだ枯死していない被害木についても、現況や樹種などを考慮しながら被害木としてカウントをしているものもございます。

今回の山林火災における焼損面積につきましては、被害のあった山林を林小班ごとに重度、 中程度、軽度の3種類により被害度を推定しまして、林小班面積にその被害度の割合を乗じた ものを焼損面積として算出しているところでございます。

住民環境課長(山下君) 再質問二つ目の火災発生した施設の消火設備について、再質問にお答 えいたします。

当該火災発生施設につきましては、燃焼施設としての焼却炉を有しておりましたが、焼却炉の老朽化に伴い焼却処理を中止し、産業廃棄物の焼却処理の許可は取り消されております。

また、当該施設は産業廃棄物の一時置場であり、防火耐火物がありませんので消防法での消火栓の設置義務は生じませんが、燃焼施設を保有していたために、旧焼却炉付近に池を造り、

水路を確保してございました。消防本部が消火活動を行った際には、こちらの池の水利も利用 して消火活動を行っております。

今回の火災におきましては、近くに水利があったのですが、この水利をうまく活用できなかったために初期消火が遅れたものと考えております。

今後においては、建築物のあるなしに関わらず、火気の取扱いには十分注意を払うとともに、 万が一の事態に備え、消火準備は怠らないように努めていただきますよう周知してまいりたい と考えております。

13番(朝倉君) ただいま担当課長のほうから回答をいただきました。今回の一般質問は、 4月6日に発生をしました山林火災について、被災の内容、再生及び今後の対応について質問 させていただきました。私どもの日常生活を行う中では、産業廃棄物の発生を皆無にすること は事実上不可能であり、産廃処理をする事業者は、規程を守って活動していただくことは、ま た、地域との共生が図れているならば必要不可欠なものと考えるところでございます。このよ うな認識の中から、今般の火災は大変遺憾な事故であると考えます。被災された地権者にはこ の場をお借りしてお見舞いを申し上げる次第でございます。

再生にあたりましては、町長、担当課長の答弁の中で、大変いろいろ難しい問題等も存在するわけでございますが、現在、担当課の関係者の皆様には大変なご努力をいただいております。 この場を借りて感謝を申し上げたいというふうに考えておるところでございます。

また、再生事業にもですね、先ほど町長からもお話がありましたとおり、予算確保という問題も大きな課題でございますので、時間がかかることは承知をしておりますけれども、場所がご案内のとおり急峻な場所でございます。二次災害が発生しないように、さらなる努力をこの場からもお願いして、一日も早く事業が完了するよう重ねてお願いを申し上げたいと存じるところでございます。

一方、施設の今後の対応につきましては、担当課の答弁にもありましたとおり、県との連携が不可欠であると考えます。当該施設は、いずれにしても当町に存在をするものでありますので、残務整理にあたりましては、町としても大変ご多忙の中ではあると考えますが、できる限り関わりを持っていただいて、禍根の残らないような処理をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長(滝沢君) 以上で、通告のありました9名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから17日までの間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(滝沢君) 異議なしと認めます。

よって、ただいまから17日までの間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月18日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時38分)